

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府舞鶴市宇北吸1044番地		平成26年10月8日 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 舞鶴市 舞鶴市長 多々見 良三 電話 0773-66-1005					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9 8 2 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23～25年度の平均を基準に、平成28年度までの温室効果ガス排出量を年平均7.8%削減（平成23～25年度の超過削減量を除く、実削減割合を年平均3.0%削減）する。						
計画を推進するための体制	平成16年、舞鶴市地球温暖化対策実行計画の作成に合わせ、市長を委員長とする舞鶴市地球温暖化対策推進委員会を設置し、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいる。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	26,129.2 トン	25,508.6 トン	25,508.6 トン	25,508.6 トン	-2.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	26,256.2 トン	24,248.5 トン	24,248.5 トン	24,248.4 トン	-7.7 パーセント	
目標の根拠	第3期舞鶴市地球温暖化防止実行計画【事務事業編】（計画期間H26～H30）で掲げている、5.9%削減目標より算出。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (本庁舎延床面積/100)	6.12	6.06	6.00	5.94	-1.64 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	省エネ法で求められる、前年度比年1%の原単位の削減を目標とする。節電の取り組みを引き続き行う他、冷温水発生装置の燃料変更により達成を図る。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		100.0 パーセント	108.0 パーセント	108.0 パーセント	108.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	全庁的な節電対策。取水場のポンプ更新及び運転方式の変更、太陽光発電設備の設置。					
	(27)年度	全庁的な節電対策。高効率照明の導入。					
	(28)年度	全庁的な節電対策。高効率照明の導入。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	舞鶴市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】により、エコ通勤を各部署共通の取り組みと位置付け、数値目標を各部署で設定し、その実施状況を毎月確認する。					
	上記の措置を採用する理由	継続して行っているが、目標数値を設定し、定期的な確認を行うことにより、実効性の向上を図る。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	平成24年4月にまいつる環境市民会議を設立し、事務局として、地球温暖化防止に資する活動を市民と協働して行っている。小学校児童等に対する出前講座や、みどりのカーテン普及活動としてゴーヤ苗の市民配布、イベントにおいて省エネに関するブース設置や電気自動車の体験乗車などを行った。また、電気自動車の普及を図るため、平成23年度には電気自動車及び急速充電器を各1台導入。急速充電器は無償で一般に使用していただいている。						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に太陽光発電設備（3施設、計32.4kw）を導入予定。 第一計画期間の超過削減量（3,780.4t-CO2）の差し引きについて、26年度1,260.1t-CO2、27年度1,260.1t-CO2、28年度1,260.2t-CO2を差し引いて記載。 						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。